

入札説明書

消費生活センター等事務所移転業務委託

入札説明書一式	添付様式一式
1. 入札説明書 2. 仕様書 3. 競争入札参加資格確認申請書記載例	1. 競争入札参加資格確認申請書 2. 入札保証金免除申請書 3. 入札書錯誤無効届

令和8年2月

奈良県 地域創造部 県民くらし課

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記 7 の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日

令和8年2月13日

2 競争入札に付する調達の内容

（1）入札業務名

消費生活センター等事務所移転業務委託

（2）内容

県民くらし相談センターを令和8年4月1日に開設するため、奈良市内に所在する4センター（消費生活センター、外国人支援センター、女性センター、スマイルセンター）の物品等の移転業務を委託するもの

（3）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 入札方法

（1）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（2）入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<http://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

（3）郵便入札の可否　　否

4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

（1）で示す競争入札参加資格確認申請書を（2）で示す提出期限までに提出をしなければなりません。

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 電子入札システムでの申請

競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 提出期限

ア 提出期限：令和8年2月18日（水）午後1時まで

（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除く午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）の間に限る。）

イ 調整期日：令和8年2月19日（木）午後4時まで

（提出期限までに必要書類を提出し、補正を求められた場合は、調整期日までに再提出してください。）

(3) その他

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書等は返却しません。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を令和8年2月20日（金）午前10時以降に電子入札システムにより通知します。

6 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 https://www.pref.nara.jp/26215.htm
(イ) 入札説明会	実施しません	
(ウ) 現場説明会	公告第5の2のとおり、希望により実施します	
(エ) 入札等に関する質問	令和8年 2月16日（月） 午後5時まで	電子入札システムへの入力
(オ) 質問に関する回答	令和8年 2月17日（火） 午後1時以降	電子入札システムによる回答
(カ) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和8年 2月18日（水） 午後1時まで	競争入札参加資格確認の申請 ・電子入札システムへの入力
(キ) 競争入札参加資格確認審査結果通知	令和8年 2月20日（金） 午前10時以降	電子入札システムによる通知

(ク) 入札書の提出	(キ) の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和8年 2月24日(火) 午後2時まで	電子入札システムへの入力
(ケ) 開札	令和8年 2月24日(火) 午後2時30分から	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時から午後10時まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の競争入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

(2) 入札書の取り消し等

提出した入札書は誤謬による取り消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(3) 誤謬による入札を行った場合は、入札書誤謬無効届（様式3）を7の（1）で示す場所に6の（1）の（ケ）の日時までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(4) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として、開札日の午後3時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

(5) 落札者がなかった場合は、入札者の中で最低の価格をもって有効な入札を行った者と、随意契約に移行する場合があります。

7 問い合わせ先

(1) 入札手続等に関する問い合わせ先

契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域創造部 県民くらし課 安全くらし推進係（奈良県庁主棟2階）

電話番号 0742-27-8704

FAX番号 0742-27-9574

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

なお、入札保証金の免除規定に該当する者は、競争入札参加資格確認の申請を行う際に、入札保証金免除申請書（様式2）を提出してください。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用し行った入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- (6) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (7) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (8) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (9) 入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない入札その他記入（入力）内容に整合性がとれない入札
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

11 契約書作成の要否等

(1) 要します。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。従って、9で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日ま

でに、それを証明する書類を提出してください。

1 2 電子契約の可否

- (1) 可とします。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を落札決定後速やかに下記メールアドレスに提出してください。

メールアドレス syouhi@office.pref.nara.lg.jp

※電子メールに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を添付する際は、必ずWordファイルで添付してください（PDFへの変換はしないでください。）。また、電子メール送信後は、提出先に電話でメール到達確認を行ってください。

1 3 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、電子入札システムで行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、6の(4)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度入札（2回目）の開札で落札者がない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。
- (5) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

1 4 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

1 5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直

接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 前2号に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

16 契約の解除

契約締結後、契約者について15の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、15（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

17 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (4) 電子入札等をとりやめる必要があると認められる場合は、この入札手続きについて電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。
- (5) その他詳細については、消費生活センター等事務所移転業務委託の仕様書のとおりです。